

## 資料 1

### 栃木県立高等学校入学者選抜の方針

- 1 高等学校教育の普及及びその機会均等の精神にのっとり、志願者のなるべく多数を入学させるものとする。
- 2 入学者の選抜は、全日制課程及び定時制課程については、中学校長から送付された調査書その他必要な書類、選抜のための学力検査の成績、さらに面接実施校及び実技検査実施校ではその結果等を資料とし、通信制課程については、中学校長から送付された調査書その他必要な書類及び面接の結果等を資料とし、各高等学校の教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行うものとする。
- 3 学力検査は、栃木県教育委員会が作成した問題で行うものとし、その教科は、国語、社会、数学、理科及び外国語（英語）の 5 教科とする。
- 4 全日制課程にあっては、その入学者の一部の選抜を、第 2 項にかかわらず、中学校長から送付された調査書その他必要な書類及び面接の結果等を資料として行うものとする。
- 5 中高一貫教育に係る併設型高等学校においては、前項にかかわらず、特例による選抜を行うことができる。
- 6 定時制課程にあっては、フレックス・ハイスクールにおいて、特別選抜を行うことができる。
- 7 入学志願者が募集定員に満たない場合は、再募集を行うことができる。

### 付 記

- 1 この選抜の方針は、平成 26 年度県立高等学校入学者選抜から適用する。

## 資料 2

### 隣接県公立高等学校入学志願者取扱協定（抜粋）

福島県教育委員会、茨城県教育委員会、栃木県教育委員会、群馬県教育委員会、埼玉県教育委員会及び千葉県教育委員会（以下「協定県教育委員会」という。）は、隣接県の県立高等学校及び市町村立高等学校（市町村組合立高等学校を含む。以下同じ。）（以下「公立高等学校」という。）への入学志願者の取扱いについて、次のとおり協定を締結する。

#### （入学志願）

第1条 隣接県の県立高等学校への入学志願者の出願は、当該隣接県の隣接学区内の県立高等学校に限り認めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、一家転住その他特別な事情のある者については、県立高等学校長は、隣接県の隣接学区外からの出願を認めることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、協定県教育委員会中いずれかの教育委員会が学区の改編や通学区の廃止を行った場合、当該県と隣接県との間の県立高等学校への入学志願者の出願の取扱いについては、別に定めることができる。

#### （平等の取扱い）

第2条 県立高等学校長は、隣接県からの入学志願者について、県内の入学志願者と平等に取り扱わなければならない。

#### （併願の禁止）

第3条 県内の公立高等学校と県外の公立高等学校との併願は認めない。

2 県外の県立高等学校への入学志願者の在籍又は出身の中学校長は、出願に際し、県内及び県外の他の公立高等学校と併願しない旨の証明書を添付しなければならない。ただし、第2次募集又は再募集以後の出願においては、この限りでない。

#### （市町村立高等学校等との関係）

第4条 隣接県の市町村立高等学校への入学志願者の取扱いについては、該当する高等学校を所管する市町村の教育委員会又は市町村組合の教育委員会と、当該市町村等が所在する県の教育委員会との間で調整のうえ、別に定める。

2 前項に規定する調整の結果、隣接県の隣接学区からの入学志願者の出願を認める市町村立高等学校がこの協定を適用する場合は、この協定の規定中「県立高等学校」とあるのは「公立高等学校」と読み替えるものとする。

#### （細部の委任）

第5条 この協定の実施に関し必要な事項については、別に定める。

#### （適用）

第6条 この協定は、平成19年4月1日以後に公立高等学校に入学する者に係る入学者選抜から適用する。

## 資料 3

## 隣接県公立高等学校入学志願者取扱協定における隣接学区・地域

|             | 他県学区・地域                                                           | 栃 木 県 地 域                                                                |
|-------------|-------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|
| 福<br>島<br>県 | 県南学区固定区                                                           | 大田原市 那須塩原市 那須町                                                           |
|             | 会津学区固定区                                                           | 鹿沼市 日光市 大田原市 那須塩原市<br>那須町                                                |
| 埼<br>玉<br>県 | 行田市 加須市 羽生市<br>鴻巣市のうち旧川里町の地域                                      | 栃木市 小山市 下野市 上三川町 壬生町<br>野木町                                              |
| 茨<br>城<br>県 | 水戸市 笠間市 ひたちなか市<br>常陸大宮市 那珂市 茨城町<br>大洗町 城里町 東海村 大子町                | 真岡市 大田原市 矢板市 那須塩原市<br>さくら市 那須烏山市 益子町 茂木町<br>市貝町 芳賀町 塩谷町 高根沢町<br>那須町 那珂川町 |
|             | 古河市 結城市 下妻市 常総市<br>つくば市 守谷市 筑西市 坂東市<br>桜川市 つくばみらい市 八千代町<br>五霞町 境町 | 栃木市 小山市 真岡市 下野市 上三川町<br>益子町 茂木町 市貝町 芳賀町 壬生町<br>野木町                       |
| 群<br>馬<br>県 | 太田市のうち旧藪塚本町を除く地域<br>館林市 板倉町 明和町 千代田町<br>大泉町 邑楽町                   | 足利市 栃木市 佐野市 小山市 下野市<br>上三川町 壬生町 野木町                                      |
|             | 桐生市 太田市のうち旧藪塚本町の<br>地域 みどり市                                       | 足利市 佐野市 鹿沼市 日光市                                                          |